

安全認定基準と安全認定バッジ

1. 目的

茨城県におけるアーチェリー競技の普及と安全を確保するため、茨城県アーチェリー協会の自主基準として安全認定基準を定める。

2. 安全認定基準

(1) 「安全認定基準」の内容

- ① 認定距離ごとに36射で240点を基準とした認定制度。
- ② 認定距離は、10m、18m、30m、50m、70mとする。
- ③ 記録の認定は、県協会主催で月1回行われる月例記録会での記録とする。
- ④ 各距離の基準点数を超えると、県協会が当該距離の安全認定バッジを授与する。
- ⑤ 10mは入門教室等での記録についても認定する。

改1) ⑤の表記変更：【変更前】初心者教室【変更後】入門教室等
詳細は、次頁「10m安全認定バッジの認定試験について」を参照

(2) 安全認定バッジが授与されなければ、その上の距離に挑戦することはできない。 (得点記録から、客観的にアーチェリー競技の技能を判定するため)

(3) 安全認定バッジは、協会事務局、審判部、普及部のいずれかの担当者（審判員資格保持者）の確認をもって授与する。

- ① 10mで36射240点以上の場合、10m安全認定バッジを授与。
- ② 18mで36射240点以上の場合、18m安全認定バッジを授与。
- ③ 30mで36射240点以上の場合、30m安全認定バッジを授与。
- ④ 50mで36射240点以上の場合、50m安全認定バッジを授与。
- ⑤ 70mで36射240点以上の場合、70m安全認定バッジを授与。

改2) ①～⑤の表記変更：【変更前】240点を超えた場合【変更後】240点以上の場合



3. 安全認定基準の運用における注意事項

(1) アーチェリー競技の安全性を確保するための技能向上を図ることを目的とするものである。そのため、競技中に**不安全行為***1が顕著にみられる場合、認定バッジの授与を認めない場合もある。（事故予防として、**不安全行為***1を是正する必要があるため）

(2) 初心者・初級者にとって、月例記録会が特別なものになるよう運営の適性化を図る。

不安全行為*1：弓のドローイング時に的の方向に水平に引かず、斜め上に引く行為。
(斜めの状態で誤射した場合、矢が射場の外に飛翔し重大事故が生じる恐れがあるため)

2024年10月21日改定（改1、改2）

10m安全認定バッジの認定試験について

1. 目的

茨城県アーチェリー協会が制定している「安全認定基準制度」において、認定距離10mの場合「10mは入門教室等での記録についても認定する」としており、今回10m安全認定バッジの授与にあたっての運用を明確にする。

2. 運用方法

- (1) 認定基準は、距離10mにおける36射で240点以上が記録されたことにより認定する。
 - ・標的は80cm的を使用する。
 - ・基準以上の得点が出た場合に10m安全認定バッジを授与する。
- (2) 「アーチェリー入門教室での記録」とは、茨城県アーチェリー協会が主催する当該教室および「協会練習日に指定されている初心者練習時間（10時～12時）」（以下、練習会等という）において、それぞれの担当者（指導員）または審判員資格者（以下審判等）の立会いのもとに36射（6射×6回）行い得点をスコアカードに記録したものとする。
 - ・得点については、月例記録会に準じて判定・記録する。
 - ・記録したスコアカードは協会が保管する。
- (3) 上記は「10m安全認定の試験」であり、実施にあたっては立会い者の「試験開始宣言」および「試験終了宣言」を行うことで明確な区切りをつける。

3. 注意点

- (1) 「10m安全認定の試験」は、練習会等参加の初心者本人の意向を審判等が確認した上で試験を宣言して実施するものとする。
（練習中に基準点以上の得点が出たから認定するものではない。）
- (2) 「10m安全認定の試験」では、36射に40分程度の時間が見込まれるため、協会練習日に指定されている初心者練習時間（10時～12時）内に実施する場合、後半1時間を認定試験にあてるものとする。
- (3) 「10m安全認定の試験」は、その他一般の練習会参加者の行射の流れ（時間）に合わせて行うものとする。ただし、3分6射の計時を審判等が行う。
- (4) 初心者練習時間（10時～12時）内に実施することが難しい場合、月例記録会等に参加して記録を取ることを推奨するものとする。